

第 35 号議案

小城市子ども・子育て支援法施行規則第 1 条第 1 号の市町村が定める時間を定める規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則第 1 条第 1 号の市町村が定める就労時間の下限を定めるため

小城市教育委員会規則第 号

小城市子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の市町村が定める時間を定める規則

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法施行規則の施行の日から施行する。